

24. (Gno.71) 英米法系の公法とその日本法への影響に関する研究 (アメリカ公法研究会)

代表：佐藤 信行

2015/02/20 (承認) 2015 年度 (開始)

【研究の目的】

この共同研究においては、日本法にも強い影響を与えている英米法系の公法について、共同研究員の個人研究を基礎としつつ、その歴史的背景を踏まえつつ、今日の実相を明らかにすることを目的とする。具体的には、アメリカのみならず、英国、カナダ及びオーストラリア等のコモンウェルス法の公法とりわけ憲法の現代的展開を研究し、この分野における日本法との比較法研究に貢献するものである。

【研究活動及び成果】

総括

COVID-19 の影響を受け、本年度も共同研究グループ全体としての研究については、困難を極め、所属の研究者個人研究を中心とせざるを得なかった。2023 年度においては、状況の改善が期待できることから、研究会の再開を行う予定である。